

第 8 回 定 時 代 議 員 総 会

税 理 士 の 窮 状 に 直 視

体 制 刷 新 の 決 意 固 め る

全国青年税理士連盟第八回定時代議員総会(奈良大会)は七月十三日(日)、奈良県文化会館で盛大に挙行された。

当日、奈良の都は一面の薄雲に覆われていた。時折、霧状の雨が、見はるかす山波からパラパラと風にさそわれ舞いおちてきた。時に午前十一時、ようやく目覚めた駅前の通りを三々五々、青年税理士が一筋の流れとなつて会場へ続いた。北は岩手から南は鹿児島まで、全国の会員がこの一年の苦楽を胸にして集結した。前夜に到着し、地元会員宅に宿泊した遠方会員も多かった。

定刻、二百余名の参加者は五カ所の分科会場に分散した。そして導入計画の逼迫した付加価値税を究明し、税理士法改正の過程を論じ、顧問税理士問題に認識を深めた。また日常業務の開発成果や現行税制の矛盾が解見された。

続いて総会では会館大会場で開催された。来賓に政界各党、奈良県知事(代理)そして友好団体を迎え、祝電も次々と寄せられてきた。日税連の会長選挙期であり、波多野東京税理士会々長が駆けつけ、業界の窮状と日税連の体制刷新が強く訴えられた。

そして議事も積極的な質疑の中で順調に進行し、新たな決意を固めることが出来た。



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11

第1シルバービル5F501号

電話 03(356)2916

会 長 湖 東 京 至

編 集 人 中 村 建 靖

広 報 部 長



熱 気 こ も る 会 場



会 場 入 口

大会概報

第一号議案 昭和四十九年度事業報告に関する件

執行部より、顧問税理士制度について、その本質の究明と反対運動の状況及び付加価値税をめぐる政府の動向と当連盟の対策・運動などが細かく報告された。

第二号議案 昭和四十九年度収支決算書、貸借対照表並びに財産目録承認の件

収支決算の状況と財産状態について下田経理部長より詳述された
第三号議案 昭和四十九年度会計監査報告の件



三々五々各地より会員が参集した

会計監事より、適正にして正確であった旨が報告された。
以上は議長の提案により一括審議となり、質疑応答を経て承認可決された。

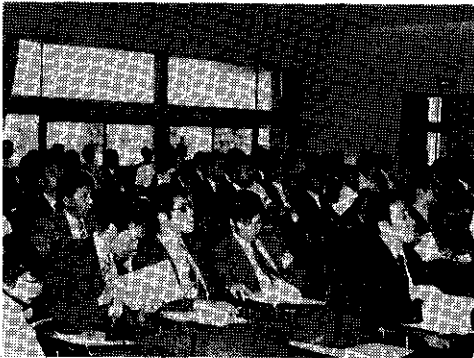
第四号議案 昭和五十年年度事業計画承認の件

例年と異り、計画の具体化は新執行にゆだねる方針に基づき、次の基本的大綱のみ提案された。

- 一、税理士制度の発展強化
- 二、会員相互の研修及び親睦
- 三、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第五号議案 規約一部改正の件

第一号議案において、当連盟の事務局を東京都渋谷区千駄谷五二〇—一一に設置する旨報告され



総会 は じ ま る

この事実から規約第四条の変更が必要になった。

また、経済価値の変動にスライドして会費月額当り百円のアップが提案された(規約第十六条)。

第六号議案 昭和五十年年度収支予算案承認の件

総額約一千万の予算案が提案された。

以上の議案に対し、殊に予算につき若干の質疑があり、満場一致で可決された。

第七号議案 役員改選の件

例年の慣行に従い、執行部の代案が提示されたが、異議無く拍手のうち承認され、過去二期にわたり会務をリードした荻野会長は大過なく任期満了退任して、新会



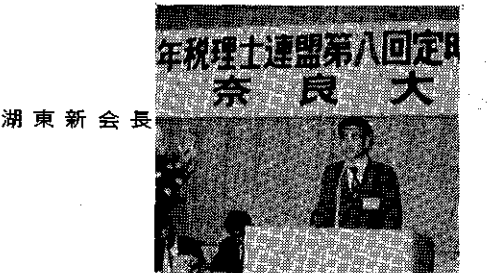
来賓・佐々木議員(社会)は商法二次改正で頑張ると挨拶

長に湖東京至会員(東京)が選任された。湖東新会長は挨拶に登壇重大時局の大任に、身のひきしまる思いで会務を当ると決意を披瀝した。

第八号議案 大会宣言採択の件

別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第八回定時代議員総会は議案すべてどこおり無く審議して終了した。

夕刻よりのレセプションは、奈良ホテルに会場を移し古都の一夜を和かに過ごした。翌朝、会員交流会のあと、大半の会員は観光ツアーに参加、飛鳥路を楽しんでから、別れを惜しみつつ再会を約して散会した。



湖東新会長



レセプションで谷実行委員長

主張

全国青税連の第八回定期代議員総会は、七月十三日奈良県文化会館で挙行された。

本年は業界の役員選挙期であり各単体会での激戦の直後、また日税連の会長選挙の真只中の総会とあって、内外の関心を一段と集めるものとなった。当日、参加者は二百名を優に超え、分科シンポジウムやレセプションなど、総会に前後した行事も含め、すべて盛会のうちに終了することが出来た。

地元奈良県の会員の労苦や多とし、また各地会員の自覚と情熱の成果として喜ばたい。

顧問税理士と日税連

総会とは過去をふり振り返り将来を展望する機会である。この一年、われわれの活動は顧問税理士問題に代表されるが、これを重視する理由の一つは、それが国策の一環として派生した問題であり、そこに政府与党の付加価値税志向の具体的表現を察知したからである。

当初、この指摘は必ずしも理解されたものではなかったが、本年に入り国会質疑や政府答弁からその本質が明確になってきた。このは

ど政府の発表した年次経済報告(経済白書)でも「付加価値税の創設など間接税の拡充」を当面の日程に掲げているほどである。

二つには、こうした政府志向の対策において、日税連の遅れた体質がいよいよ鮮明化したことである。これまで機会ある毎に糾弾したことなので詳述は略すが、顧問税理士制度という会員の利害に直結する問題でも、日税連執行部は会員の英知を求めることなく、そればかりか小規模救済のための不可避策と強調、僅

か十四人の正副会長会の代位決定により原則的な了解を与え、最後までわれわれの意見に耳を傾けなかった

のである。しかもこうした強行にも拘らず、商工会等からの顧問要請は僅少に終り、殊に東京、京都など大都市では実績皆無というのが実情である。そして六月十七日付で、日税連は各単体会に向けて積極的に推進する理由に乏しいから当分の間は静観するよう示達せざるを得なくなっている(日連第一六五号)。以上の経過は、代位決定という非常手段を借る必要が全く無かったこと、及び当事者の

浅薄な判断を雄弁に物語るものである。許せぬことは、ミスに加えて反省が無いことである。

深刻な選挙結果

関連するので附言すると、商法運動が票決権の発動で収束されたことは知られる通りだが、後日、理事会にこの処置の追認を求めた時、多くの批判に対して副会長の武田関信会々長は、これを結果論とさめつけ、当時は票決権も止むを得ない処置だったと強弁したのである。恐らく顧問税理士問題

日税連の状況は

逼迫している!

不当介入に道を開け、国会問題に波及した人物であることは言うまでも無い。このスキャンダルは日税連の会長選挙で再演されたのである。山本氏とその同調者は、各地の局長や署長の紹介状をかざして集票に暗躍したと言われ、東京では添田前会長がまた関信会では武田会長がこれに呼応して、公正さを欠いたことで会内外で問題にされている山本氏を会長に選んだのである。税理士会のごうした現状には、直視に耐え得ぬほど深刻なものがある。税

理士会は又も混迷の道に足を踏み入れてしまったのである。会員と日税連の分離は、会務運営の状態は勿論

も、同様の論理で処理するであろうが、ここでわれわれは、政府与党の要請を無批判に許容しもっぱら会員に押しつけるような体質化した日税連の姿を見逃がすことは出来ない。最早、業界の代表たる資格を失っていたのであり、東京で添田前会長が敗北したことは救いであつた。

七月二十五日、日税連の新会長に山本大阪合同会々長が選任された。同氏が大阪会の選挙で官界の

たされたことを強調しなければならぬ。従来、一部修正の動向はあったが、選挙を舞台に武田関信会々長は文書で正面から基本要綱を否定する態度を表明したのである。

時を同じくして、第一税理士協議会が、その機関紙で「日税連の税理士制度調査会の答申を金科玉条のように振り廻されるが調査会そのものがそれほど権威のあったものかどうか」また「調査会だとか基本要綱とか、いかにも政府のやるような形だけ整えてもその内容はあまりにも独善的排他的利己的に過ぎないか」と書きたてている(第一税協第四十七号)。

彼等が商法改正問題で変節していったことは周知の通りであり、会社法改正が今日問題になって、その結束を一段と固め、連結財務諸表の法制化により、職域拡大を図る運動に走ることが十分に考えられるところである。

最早、彼等に基本要綱の理解を期待することは勿論のこと、税理士として同一の立場を認めることも出来ない時期に来ているのではないか。

基本要綱を堅持することが、当面法改正への道であることを確認したい。

全国に青税組織を

会長 湖 東 京 至



全国青税連第八回定時代議員総会(奈良大会)におきまして会長の大役を仰せつかりました東京青税連所屬の湖東京至であります。

わが税理士業界が、内憂外患にとり囲まれ、苦惱に満ちたこの重大な時期に、偉大な伝統と歴史を誇る全青税会長の重任を引きうけることになり身のひきしまる思いでいっぱいです。

税理士無視の現況

今、総需要抑制が一番先にその煽りを受けているのが私共の関与先である中小の業者であります。決算料の集金に廻っても「しばらく待ってもらえないか」とか「昨年より下げてもらえないだろうか」という声を聞きます。そしてそうしたところに、商工会議所のダイレクトメールが郵送されてきています。それには「相談・診断はすべて無料です」と大書されています。商工会議所には顧問税理士がいてこれらの相談を無料でやっていると宣伝しているのです。また記帳や決算は専門の指導員が親切に引き受けます。...

これではまるで私共税理士が何か不当な料金をふっかけているように錯覚されるばかりか、税理士という職業さえ無視されているように思えてなりません。

私共はまず第一に「顧問税理士制度」の白紙撤回を要求します。これは、単に税理士の職域エゴのためだけではありません。中小の業者の方々自身のためなのであります。何故なら商工会議所による記帳及び決算そして税務申告は、帳簿の国家管理を意味してあります。そして管理された帳面により悪名高き付加価値税が有無を言わず課されてくるのです。

中小業者の繁栄こそ 中小業者の繁栄なくして、私共税理士の業務の発展はあり得ません。中小業者の方々に大きな脅威を与える新税「付加価値税」の導入に断固として反対しなければならぬと思えます。これは税理士としての責務だろうと考えます。

同じように、中小法人の市民権を奪う会社法改悪のうごき、税理士自身の社会的地位向上のために

「顧問税理士解任濫用阻止」の訴訟を進める運動、そして税理士法改正の大運動と、問題は山積しております。

こうした運動の一つ一つを進めていくために、私共は力を持ったなくてはなりません。いかに正論であってもこれを支えるものは数であります。現在全

理想の灯を燃やしつづけよう

荻野 弘 康

私のような非力なものが二年間も会長という激職を務めることになろうとは、全く夢想だにできなかった。昭和41年の秋、東京会の荒川支部でタマタマ隣に並んでいた下田敬会員(現経理部長)のすすめで、開業当初右も左も分らなかった私は、入会のしおりを一読すると即座に入会申込書に所定の記入をなし入会したのである。

業務改善に励み、制度問題を学ぶ

日常業務の処理や税法の解釈や新米税理士には判らぬことが山ほどあった。青税活動に参加する中で、業務改善のことや税理士法改正のこと、成いは、商法改正問題のことなど制度的な問題も数多く学ぶことができた。

青税は二〇〇名になんなんとする会員を擁しておりますが、まだまだ要請される数には到底及びません。そこで私は、この事業年度に全国各地、少くとも日税連の各単体会管内に一つ以上の単位青税クラブをつくっていきたくと考えております。現在、九州北部、四国、中国、北陸、東北、北海道、関

数え切れない位の友人、知己も得た。青税活動のために要した肉体的、時間的労力をはるかに上回る多くのものを、私は得ることができたのである。

乗っ取りチームプレー 在任中、何度も何度も苦境に立たされた。

商法問題でも、顧問税理士制度問題でも、暗礁にのりあげ躊躇した。そのつど苦境をのりきり、手詰りを打開していったのは、会員諸兄の英知と勇気であった。

制度問題での前進と勝利のために献身する会員個々の努力と情熱が、私をいつも勇気づけてくれた。

信、沖繩には個人会員はおりませんが、組織された単位青税はございません。そこで、これらの地域、たとえば東北なら仙台とか盛岡というように、小さいクラブを沢山つくっていきたく思います。

全国の会員にまずこの点をお願いして就任の御挨拶といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

服、社会の指導的立場に立たなければならぬ日税連の無節操さは、多くの識者から痛烈な批判を浴びた。

苦しい戦いの中で、正論を貫いてきた青税活動は、歴史的な勝利をめざして絶えまなくつづけられることであろう。

付加価値税闘争の先頭に 日税連の付加価値税に対する態度は、極めてアイマイである。税の専門家である税理士会が、反対の世論の沸きおこる中で、知らぬ、存せぬで通るだろうか。

国民大衆や中小業者のために、ここは、断固として立ち上らなければならぬ。世直しのために戦い、理想の灯を高々と燃やしつづけようではないか。

会員各位に、心からお礼を申し上げ、退任の辞といたします。

付加価値税

(第一分科会)

陰 山 勇 (神奈川県)

昭和四十六年八月の税制調査会の長期答申が付加価値税導入の問題提起をした理由の一つに直接税と間接税の比率の是正が挙げられていたが、それがどれ程の意味を持つものか検討の手掛りとなる論文が税経通信一九七〇年七月号に掲載されていた。右論文の中で佐藤進武蔵野大学教授は戦後日本の間接税問題の展開を四つの時期にわけて概観している。

間接税のあゆみ
第一は戦後インフレーションからシャープ勧告税制の成立に至る時期で、取引高税の失敗と付加価値税の立法化と実施延期という出来事があった。

第二は昭和三十年代初期で、昭和三十一年十二月の臨時税制調査会答申は直接税中心主義の欠点を強調し、税負担のウェイトを直接税から間接税に移行させることを提案した。

第三は昭和三十年代後半で昭和三十六年十二月の税制調査会答申は間接税の逆進性を強調し個別消

費税の減税を提案した。また現行の個別消費税は売上税にまざるという見解を打出した。

第四は昭和四十年代は間接税増徴の方向がとられざるを得なくなつた。

佐藤教授は結論として「要するに戦後日本の間接税問題の展開は全く一貫性がないことがわかる。むしろ税制改正の中で間接税のとり扱いは客観的情勢の推移に応じてその都度大きく方向をかえて

いる。」と述べている。
付加価値税導入のもう一つの論拠は高福祉高負担論である。

福祉行政の突進
福祉国家については昭和四十七

年十月、日経ホールの講演でシャープが次のように述べている。
福祉国家は先づ環境保全のために公害等の加害者負担の原則を守らせる国家の規制がされなければならぬこと、社会保障制度と、生活保護法等公的扶助制度の充実

がなされる必要があると。長期答申が出された背景には昭和

シンポジウム報告

昭和四十五年四月に策定された新経済社会発展計画があることは答申自体認めているところであるが、同計画はより一層の社会開発と社会資本充実の必要を強調し、その経費を効率的にまかなうため応益負担と原因者負担の強化をとりあげたものであるが、いうところの社会開発と社会資本充実が環境破壊に直結していたことは事実として明らかで、これだけでもシャープの言う福祉国家に失格といえるのではないだろうか。

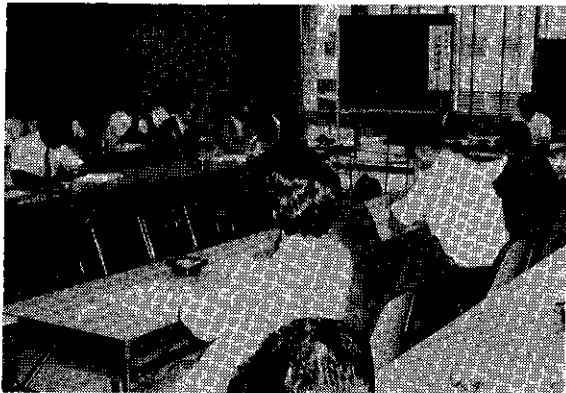
もう一つの福祉たる社会保障についてはどうか、

日本にあっては大正十一年に健康保険が創始されたがドイツ流の国家理論を背景とする社会政策として発足したもので以下国民健康保険、船員保険、労働者年金保険等実施されたが、すべて戦争遂行のための強制貯蓄政策であった。

また戦後にあつては昭和二十一年に社会保険調査会が発足し、同二十四年には社会保障制度審議会が発足し、

次々と各種の勧告を行ったが歴代政府は実施の準備もせず、勧告の全面的検討すら怠り、さらにはその後の施策は勧告に逆行するものもあつた。(平凡社、世界大百科辞典)

結局、戦後の社会保障制度は戦後の経済復興から、高度経済成長に至る期間の財政投融资の原資として利用されたもので、福祉の理念とは程遠い内容であつた。公的扶助制度にしても革新自治体独自の施策に引ずられて現行水準まで漸く到達したことは知られる通り



討論にも熱意が

である。社会保障制度審議会の各種勧告にみられるように、福祉の充実に対する、少くとも西欧並みに追付きたいという国民の願望は早くからあつたが、それをさぼつたのはほかならぬ政府であり、今さらのように高福祉をうたつても国民は納得しないであろう。

税制調査会の長期答申の提唱や、その後の大蔵省辺りの動向から今後問題となるのはE・C型の付加価値税であろうことが予想される。ヨーロッパにおける売上税の歴史をみると、一九一六年にドイツが第一次大戦の戦費調達目的で帝国印紙税法を創設し、これが取引高税に改正され、以後各国で取引高税がいずれも戦費調達や、戦後処理費の財源として導入されたことは特徴的であつた。

各国で採用された取引高税であつたが、多段階取引高税についてはその仕組から取引段階ごとに商品価格に税が介入するため、取引回数が多い一貫メーカーが有利であるとの批判が断えなかつた。また税に税が上乗せされるため、価格の中に一体幾らの税が含まれているか判らなくなり、ガットの規定により間接税は輸出に際し還付することができるとされていなが

ら適正な還付税額計算は不可能であつた。さらに単段階取引高税にしても、資本財は課税されるが労働力には課税されないので設備の近代化が阻害される欠点があつた。

これらの難点を是正するものとして付加価値税が創設されたもので、その採用にはいわば必然性があつたといえよう。

付加価値税の弊害

従つて一部にいわれるような、付加価値税の長所として価格に對し中立的であること、国境税調整が可能のために輸出を促進すること、投資財即時控除制により設備投資を推進すること等は、この税

自体が持つ絶対的な長所といえるものではなく以前の取引高税に比較しての長所であるに過ぎない。付加価値税が採用された場合、税理士制度との関係はどうなるかは今後十二分に討議する必要がある。差当つて考えられることは第一に関与先の負担が精神的にも経済的にも重くなること予想される。前段階税額控除方式の政府にとつての利点は、一連の連鎖的作業の各段階で業者が互いに監視し合ひ、脱税が困難なことで、そのことは反面納税者にとつては記

帳義務とも関連し、事務的にも精神的にも負担となる訳である。

また記帳に基く申告ができない場合で一定水準以下の中小企業者は推計課税を受けることとなり、その場合は付加価値税と所得税、もしくは法人税の同時調査、同時決定となる公算が大である。納税者の権利が西歐に比較し数段劣る日本に、このような方式が直輸入されることは重大問題で、現行税理士制度を支えている申告納税制度を破壊する原因ともなる。また付加価値税が間接税である

税理士法改正への道をさぐる

稲垣浩司 (神奈川県)

(第二分科会)

先ず、題目を五項目に細分し討議の円滑化をはかることとしたので、順序にしたがいまとめてみた資料として配布したものは、全国青税連会報第三〇号「七決起大会と税理士法改正の今後の方向」と「正しい納税を確保するための方策について(自民党政調会副会長、藤井勝志)」とであつた。

動

一、税理士法改正推進総決起大会開催の意義とその後の改正運

ため、国税犯則取締法が適用されることである。同法の威力はかつての取引高税や今日でも物品税、酒税等で知られている通りで特に第三条、第六条の三、第九条等は収税官吏にやりたい放題の強権を与えているといえる。それ故、国税犯則取締法に基く調査が行われる場合は、税理士は当然手も足も出ない状態に置かれる訳で、これが我々の目指す税理士像(税理士法改正基本要綱)とは全く相容れないことは明らかである。

法改正への長期短期計画が具体的に公表されているが、その運動計画大綱によつた決起大会が開催されても、大会後、法改正に対する具体的活動が何ら実行されていらない点は、一体どうしたことなのだろうか。場当りの決起大会なら、開催の意義はあつても、点と線の結びつきがなければ、効果も解消してしまふのではないだろうか。二・七決起大会は、顧問税理士制度の了解事項妥結後実施され

たもので、同制度問題から目をそらすためのものという見方がでてしまふのも致し方ないことである。

本大会の改正のための決起大会なら、われわれの身近にある問題をとりあげつつ、団結心を呼び起し大会を盛り上げるべきである。

二、改正運動のための資金調達について

この問題は、前記決起大会の運営と深く関連しているが、法改正の姿勢次第では資金の調達も上手にいくと考えられる。全国大会ともなれば、交通実費で相当の出費もあり、有効な大会に仕立てなければならぬ。法改正への姿勢の問題では、偶然にも日税連会長の選挙が実施されている真最中であり、日税連会長の姿勢が、今後の法改正の方向を占うものであるため、荻野全国青税連会長に会長選挙の状況を報告してもらい、各立候補者の税理士法に対する考え方をとりあげ、討議にも供した。

基本要綱を守る候補者が会長に就任して欲しいという意見は、当然出席者全員の希望であつた。また、いつも触れられる資金調達方法として、神奈川県青税の二十億円基金運動の実例を再度とりあ

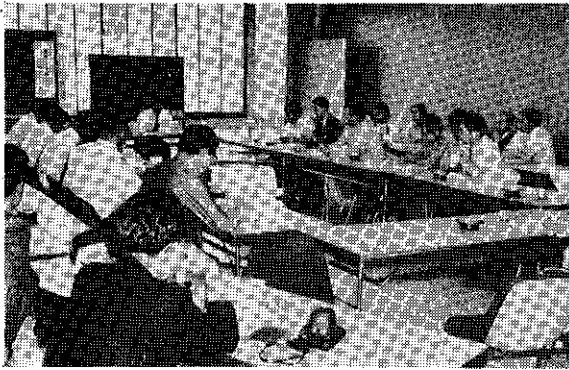
げ、参考とした。神奈川県でも、新規会員が増えているため、新しく募集を改めて行う予定である。五万円位なら、基金をもたなくとも全会員から集めることは可能であろうという意見であつた。

三、一般会員の法改正への関心の増進

この問題では、法改正への関心を高めるための具体的行動と税理士意識の昂揚とをとりあげて意見をまとめることとした。

特試、免除、認定等税理士資格取得の経過が異なる税理士が、集っているため、税理士会の結束が弱いものになっている。先ず、この点からして解決していかなければならない。また、法改正への関心を呼びさますために「税理士のあり方」を研修会でとりあげ、税理士法だけの研究だけでなく、税理士法と関連つけた制度全般の問題として取上げていく方法が最適である。このような方針にしたがい、部会単位ぐらいにまとまり、制度研究会をまず実施していくべきである。税理士意識の昂揚もこのような、地味な活動のうちから自然に育っていくこととなる。税理士会内部でも、この考え方の浸透に努力すべきである。八、九割の会

シンポジウム報告



税理士法改正を討論

員の結束があれば、法改正も容易であるというのが、おおかたの意見であった。

四、国民大衆の法改正への協力
前項でのべたように、内部の結束力を強めなければ、国民大衆の支持を得ることは難かしい。しかし、将来は、国民にも法改正についての理解をえられるような施策もとり入れるべきである。税理士の一人一人が、関与先へ接触することができれば解決が簡単であるが、やはり、内部組織の弱さがあるため無理がある。税理士が国民大衆へサービスするためには

税理士の数の問題も出ているし、税理士会側のみの小企業指導体制が、納税者へのより良い協力となるのかという点でも疑問があるし、国民大衆の側からの税制への建議機能を高めても、大衆の世論喚起へ到達できるとは確信できないのであるから、とりあえずは税理士個人の自覚を基に、結束力を高めていくべきである。

五、法改正の目的物（基本要綱）
に對する批判

冒頭の配布資料で示したとおり「正しい納税を確保するための方策について」は、国会議員の税理士に対する一つの見方であるといえる。同文五頁で、税法に準拠する記帳義務の援助の項で、先般来国会議員に配布されている日税連提出の税理士法改正案とは別個の問題と処理すべきであり、われわれには、税理士会の集団エゴを充足する要請よりも、正しい納税を確保する要請の方が、

シンポジウム報告

より緊急かつ重大であると判断される、と述べている。さらに、行政による改革事項九頁では、税理士会及び税理士の締め付けを断行する必要があるといひ、いまやわが国の税理士は、一部の例外を除き、私利私欲の走狗と化し、烏合の集団と化して、正しい納税に協力しているとは言ひ難

業務改善資料集の活用

(第四分科会)

中屋三司(大阪)

い、と極言している。このような主張は、われわれの理想とする基本要綱をつぶそうとする対決の姿勢であり、一部の例外税理士以外は、行政に協力しない税理士と評価しており、重大な問題点を含んでいる。日税連執行部においても、反論すべき事柄ではないかという意見であった。

一、報告事項
さきに日常の税理士業務を円滑に行うために、東京青税の協力を得て作成された業務改善資料集の中から、業務処理法の記載と相続税申告書作成のためのチェックリストについて報告し、更に、現在東京で、顧問契約の問題をめぐって訴訟となっている小林事件と顧問契約について当事者である小林繁夫会員が報告した。

強制されてこれを記入するものではなく、自分自身が税理士業務を遂行してゆくために大いに活用することの出来るものとしてこれを記入してゆくべきである。

ロ、相続税申告書作成のためのチェックリスト

一般的に我々の日常の業務は法人税、所得税関係が比較的多いために、相続税についての業務改善の資料がなかった。この度非常に合理的なものが開発され、このリストの順序に従って相続税申告手続をしてゆくことと課税額、税額の計算までの一連の作業が容易となりこれに費す時間が大幅に短縮されるだろう。

ハ、小林事件と顧問契約

われわれ税理士が、日常の研鑽を積み上げ、業務の改善、進歩に努め、関与先の指導、向上に寄与することは、とりもなおさず関与先の権利を守ることにつながる。

これまで、税理士の顧問契約の法的性格は、民法上の委任であると言われてきたが、民法が規定している委任事項は、明治二十九年に無償委任を前提として僅か十四条にわたって規定されているに過ぎず、現代の発展段階における有償双務契約を主体とした委任契約に對し、そのまま無条件に適用されることはあり得ない。現に、両当事者の解除権を規定した第六五一条については制定当時から疑義があり、その後同条を適用除外または制約する沢山の判例が出されていることから明らかである。

三、討論された今後の業務改善の問題点

報告の後意見の交換が行われ、我々の業務上非常に関心の高いものは顧問契約に関連して顧問料の問題である。現行報酬規定は運用に不便点が多いのでより合理的なものを作る必要がある。その他会計事務機械化の問題、事務所の経営についての問題等であった。

課 税 の 公 平 (第五分科会)

菱 川 秀 夫 (名古屋)

当連盟の税制審議会では、本年の活動目標を『課税公平の原則をめぐめる問題点』に求め、特に税制が中小企業、一般大衆納税者に及ぼす影響について、次の三つのテーマを設定し審議を尽くしてきました。

- 一、税制の基本理念と税制改正への批判
- 二、税率をめぐめる問題点
- 三、同族会社の行為計算否認の問題点

さて今回の第五分科会においては本年のインフレと不況の中で税制がどのような役割を果たし、又税制に対する基本的理念が本年の改正の中にどのような形で反映されているかの素朴な疑問から、多数の参加者を得、民主的な税制への展望に大きな期待が寄せられ、憲法解釈をふまえた熱心な討議が次の通り重ねられました。

一、税制の基本理念と税制改正に関する若干の批判

(一)本年税制改正の特色と概要
毎年のことながら改正事項が画

一的であり、従来の制度の手直しに重点が置かれており、いわゆる租税原則に立脚した課税の公平化は形式上維持されているに過ぎない。最早憲法二十五条は税法の枠内で解釈されない状態にある。

(二)租税法主義
憲法三十条・八十四条をめぐめる問題点としてこの原則は税務当局の諸意的な行政を排除し国民の権利を擁護する為の原則としての意義をもつものであるとして、特に法律の解釈上「通達」について論議が集中し、税法の解釈の当否をめぐり我々税の専門家による裁定機関を設けるべきであり、税理士の社会的使命感からいわゆる「税理士会通達」を検討する必要がある。

(三)租税特別措置法
不公平税制の中で、租税原則になじまない措置法がどの様な役割を果たしているかを検討し、これが現行税制の条件に照らし明らか

に経済政策社会政策上合理性のない措置法については、即時廃止の方向にふみ切るべきであることに意見が一致した。

例給与所得控除と源泉徴収制度
神奈川青税の会報大島訴訟に関する資料を参考に給与所得者の実額申告制度と併せ、これが所得税の仕組みを憲法的にどのような評価すべきかを討議した。

又個人事業者の事業主についても経済的実質は同じ企業でありながら法律的形式による個人と法人による税負担が異なるというものは全く不合理であるとの意見があり、改めて事業主報酬制度の検討を重ねる必要がある。

源泉徴収制度については、憲法上論議の多いところであるが、単に行政便宜の方策でなく、真に納税者の期待出来る制度的な改革が必要であることに意見が一致した。

二、税率をめぐめる若干の問題点
(一)米国の税率との比較
法人税における我国と米国の基本税率を比較し、我が国税制が中小企業に対する配慮が遅れている現状と併せ、諸外国との比較において、実効負担水準の検討を行った。

(二)所得税と法人税との適用上の不公平
四十九年改正により所得税の税率を適用区分の拡大による累進税率の緩和により中小法人との負担税率に差が生じてきている。

従って当然にして中小法人の軽減税率にも課税の公平上これ等の配慮がなされてしかるべきであったはずである。

(三)みなし法人課税の特例と負担税率の不公平
(二)の課税上の不均衡は、みなし法人課税制度に不公平を生じると



め、改めて立法上の配慮が必要とされる。

以上第五分科会の審議内容と経過を簡単に申し上げましたが、テーマについては税制の基本的事項を第Ⅱについては具体的な事項として制約された時間内にこれ等の全てを満足に消化することは不可能であり問題の重要性に鑑みて審議未了も又止むを得ざるものがあつたことは御了解願うと思

います。

テーマⅡ、Ⅲについては既に会報三十一号、三十二号に掲載してありますが、それについて分科会においては時間の都合上Ⅲ「同族会社の行為計算の否認について」を割愛せざるを得なかつたことは、誠に残念に思っております。

最後に税審活動について各委員の絶大な協力と青税会員諸兄の税制に関する意欲的な発言に心から感謝致します。

シンポジウム報告



良識を結集して 制度の前進を

総務部長 小林 繁夫

現下の税理士会を取巻く情勢は非常に厳しく、重大な事態に直面しています。

年度初めの各単位の役員選挙に關しては、国税当局の激しい選挙干渉があり、国会で再度取上げられたことはご承知の通りです。

さらに、今回の日税連会長選挙においても、強力な影響力で良識派会長の実現が阻止され、われわれは、又々二年間数多くの失望を強いられることと思います。

六月以来、われわれを脅かしている「ブラックリスト」の問題も重要です。

又、昨年総力を挙げて取組んだ顧問税理士制度の問題は、一応われわれの運動が功を奏し、五〇年度は予算執行を見合わされたが、今後については、予断を許しません。

さらに、会社法第二次改正の動向は、前回の附帯決議の実現と銘打って、狙いは、大小会社の区分を目指していることを看過してはなりません。

税理士会の内部においては、税法の改正実現が急務となっております。

このような時における全国青税の使命は愈々重大であります。

われわれは、先ず組織づくりによって全国の良識を結集し、明日



会費の

完全収納を

経理部長 下田 敬

引続き経理部長を担当する事となり、前年同様よろしく御協力の程、お願い致します。現在、我が業界を取りまく環境は非常にきびしいものがあります。商法二次改正、税理士法改正、付加価値税導入、また会内部においては日税連

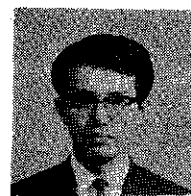
対策等全青税にとって重要課題が山積しており、活発な会務活動をする必要にせまられております。

本年度は全会員の協力により年会費三千円となり、予算規模は対前年比で約三〇%伸長し、我々待

を守る制度問題の前進を果たさねばなりません。

かくの如き重大なときに、総務部長をお引受けし、不安と能力不足を痛感しておりますが、精一杯当連盟の目的に則って、事業活動の推進に努めるつもりですので、ご支援、ご助言をお願いいたします。

新部長あいさつ



一致団結の ための一翼を

厚生部長 安藤 嘉朗

現在われわれ税理士を取り巻く環境は非常に重大な問題が山積しております。

この時われわれ青年税理士は目的に向って、若々しい力ある行動をしなければなりません。そのためには会員一人一人が諸問題に感心をもち会員全体からの盛り上りをもって、全青税を動かさねばなりません。

われわれはまず、会員相互の意志の疎通を計り一致団結が必要となります。私はこの団結心を重んじ厚生活動を通じてその一端を担うため全力を注ぎたいと考えています。

各単体会、又その支部あるいは個人加入会員の相互間の交流が大きな原動力となって諸問題解決に役立つような会員相互の親睦を計って行きたいと思致します。これには全国会員諸兄が参集する場を数多く持つことが望まれるところで

ありますが全国会員が一堂に会する集会を度々行うことは非常に困難に思われます。

したがって日頃の研修及親睦は各単体会、その支部などを通じて深めてゆき、他の単体会並びに個人加入会員への働きかけを行って会員相互の親睦を深めながら、全国会員の参集する代議員総会を絶好の機会として全青税会員の充分な対話の場とするため全力を尽くしたいと思致します。

そして、代議員総会に厚生活動を集中し、全国会員が一人でも多く総会に参加出来るよう次期代議員総会犬山大会を全青税ならではの大会にするべく努力をする積りです。

これも会員諸兄の御協力のもとに達成出来るものですので御支援御協力の程お願い致します。



単位税理士会に

良心の核を！

組織部長 池田 稀信

全国青税と名乗る限り全国の単位税理士会は青年税理士の組織を持たねばならない。日税連の現在の機構が続く限り、各単位の民主化なくして日税連は良くもならない。幸い私達の先輩青年税理士が心血を注いで税理士制度の発展のため努力を重ねて来たお陰で今や青税は税理士会の良心とも呼ばれている。又私達も我々を置いて税理士制度の問題を真剣に考え、

税理士の未来の為に全力投球出来る理論と実践の行動団体は他にないといふ自負している。この良心をこそ各単位の会の中に組織として芽生えさせなくてはならない。

そこで本年度の組織部の基本方針を「全国の単位税理士会に全国青税の核を作ろう」とした。現在全国青税二〇〇〇余名、しかしこの内には個人会員も多く含まれ、それ等会員の地域(単体会)では青年税理士の組織を持たない為に単位の民主化も遅れ、かつ会員は孤獨な戦いを強いられております。単位会を良くする為、又制度

上の問題のある限り組織によるチームプレイが要求されます。私連組織部はこれら個人会員を軸に全国の単位会に例え少人数でも青税の組織作りにも手を貸さなければなりません。これが各地の個人会員を勇気づけ、それ等の単位青税組織が核となつて組織の成長も期待出来、かつ全青税との連けいは強力な全国ネットとして作用する



力強い

実践活動を

法対部長 古山 巖

日本経済は、高度成長から低成長へのおどり場経済であり、世界経済も資源の豊かな国と消費する国の格差が明確に出てきております。世の中は政治に経済に転換期に入っている訳でございます。わが税理士会も、コップの内外はこれ転換期であります。昭和三十八年の三者協定以来、臨税、納税委託相談、昨年の顧問

るだろう。それでこそ全国に友を持つ全国青税にふさわしいと思う。私も先日八月十日長永先生の地元金沢、北陸の青年税理士十数名(内全青税個人会員五名含む)の皆様の集りに湖東会長と共に出席して、ひしひしと組織部の重責を痛感しました。私達は全国各地の会員の為にもっと情報の提供をしなくては、組織作りにも手を貸さねば、地域の問題ももっと全国青税で取り上げなくてはならない。これでは今年随分と組織部員は旅行が増えそうです。お互い税理士制度発展の為によろしくお願い申し上げます。

まして転換というより変換を求めする必要があります。

税理士制度がよくなるには、心・精神を耕してきた青税精神の使命が重要であり、強力な政策、信頼される人物、会員及び組織の拡大及び経済的な力がかなければ本当の力ではないわけです。この危機に際し、法対策部長として、重責を推進する覚悟でありますのでよろしく御協力御援助の程お願い申し上げます。

次に事業計画を要約しますと
①商法第二次改正について
九月中旬頃までに意見書をまとめる。なお各単位の青税に研究依頼する。

②小企業納税者対策について
顧問税理士制度白紙撤回運動を継続する。
税務一元化方式の問題点を検討する。特に行政面での法人会及び青申会の実態について検討する。

③ブラックリスト問題、税理士会選挙に対する国税当局の不当干渉問題について
日本税理士会連合会に対して八月十二日付にて要望書を提出いたしました。

④税理士解任濫用阻止の推進について

税理士の社会的地位の向上を目指すものであり、税理士法改正とも結びついてくる重要問題であります。

⑤税理士法改正について
現段階では、理論的方向づけを急ぐ。
行動面は、内外の状況、情勢を考慮しながら対処する。
なお、必要に応じて対策特別委員会を設置することになりましてその委員会の発足となりました。委員会と委員長を御紹介します。

①商法対策特別委員会
委員長 岩田克夫(東京)

②顧問税理士制度撤回対策特別委員会
委員長 加藤義幸(名古屋)

③税理士法対策特別委員会
委員長 竹内静史(大阪)

④税理士解任濫用阻止対策特別委員会
委員長 平山玲晔(東京)

特に商法改正(第二次)に法務省は着手し民事局参事官室より六月十二日付にて各界に意見照会を出し、法制審議会商法部会の審議経過として七項目をあげている。本質的な問題点究明は商法対策特別委員会に譲るといたしまして、経過及び意見照会の背景については、去る四十九年三月十九日成立

は、去る四十九年三月十九日成立

は、去る四十九年三月十九日成立

は、去る四十九年三月十九日成立

は、去る四十九年三月十九日成立

は、去る四十九年三月十九日成立

した監査役制度等の改正を中心とした、いわゆる商法改正のいきさつ、昭和四十八年七月三日の衆議院附帯決議及び昭和四十九年二月二十二日の参議院附帯決議事項と今回の意見照会との関連、又、昭和四十九年七月一日付日本経済新聞に経団連は会社法について、急に改正する必要あるとみられる点として十三項目を発表しその改正作業について関係各方面に働きかけるとし、今回の法務省からの意見照会についての七項目にすべて含まれている点、且法制審議会商法部会は、商法改正を全面改正としてとらえている点。(商事法 No. 701)

なお連結財務諸表原則が昭和五十二年四月一日より実施される事

ひきつづき

制度的なテーマを

研究部の事業として何をやるべきかと色々と考えてみたが、結局は全国青税連としては、制度的なものをごとまでどおり、取り上げに行くこととなりました。

制度的なテーマを取り上げるについては、法対策特別委員会、付

と連結納税制度について、付加価値税制度のいわゆるコンツェルン等企業の垂直的結合についての関連の問題点等、意見照会についての事項を立体的にとらえていかなければ、その理解が難しい。

商法は基本法であり、大企業の粉飾問題、公害問題を優先改正させる必要理由が見当たらない。むしろ、大企業の法規範を特別法として作る方が当を得ている。わが国の株式会社は九十九%が中小企業によって占められている現状からして、単なる大企業のエゴによる大企業と小企業の差別的な取扱いについては断固たる決意で、対決する必要がある。

研究部長 大森 英彦

加価値税対策特別委員会等を相互に連絡をとりつつ、税理士にとつて基本的な問題や時事問題を検討していかなければならないと思っております。

研究部の行事としては、昨年にならって、次のことを計画してい

■ 原稿募集 ■

会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿切・毎月二十日

原稿送付先・連盟本部事務局または中村建博(東京都足立区弘道二一七七一)まで。

広報部

ます。

①50年11月シンポジウム

今年には組織部、厚生部の協力を得て、金沢で行う予定です。

テーマは各部、各委員会と連絡をとりつつ決定しますが、現在のところ提起されているのは、

(1)会社法改正(商法再改正)

(2)付加価値税

(3)税理士法改正

等があります。

②代議員総会時の分科会

五十一年七月に予定されている

名古屋大会において、例年どおり、分科会を行います。

この研究テーマは未定ですので会員の方々からお寄せいただいたと思います。

他の間接税導入にも

対策を

付加価値税対策委員長 土田 建二

四十六年の税制調査会の「長期税制のありかたについての答申」より直間比率の是正を理由に付加価値税導入の論議がなされて来ましたが、とくに昨年は高福祉高負担のかけ声で、社会福祉充実のための財源として付加価値税が考えられました。これに対して、全青税としましては、全婦税連と共催で二回にわたるヨーロッパ税制視察団を送り、とくに、諸国の付加価値税の実態を調査し、研究と反対運動を行いました。

しかし今年になってから景気後退による歳入欠陥という事態を迎えた政府は、租税特別措置法の見直しや、社会保険診療報酬の特例

是正による課税の公平化をおもてに出しながら、付加価値税の導入を目標しております。

高福祉のためではなく、歳入充足の為に導入を考えているのであり、我々も単なる付加価値税反対ということではなく、広く財政及びその運用という面をも考慮しつつ、付加価値税のみでなく、他の間接税(例えば小売売上税)の導入に対して対策を講ずる必要があります。

幸いなことに部員の皆様は全員知識と行動力に富む人々ばかりでありますので、私はまじめ役としてこの一年責務を果すつもりであります。

計 報 法対部理事 鶴見静男殿

去る九月十二日、心臓痙攣のため御逝去されました。(三十五歳)

心からご冥福をお祈り申し上げます。

昭和三十五年九月十五日 会長 湖東 京至

新 部 長 あ い さ つ

★ ★ 全国大会レセプション・ツアー報告 ★ ★

万葉の故地に集う



石舞台古墳で勢揃い

今年の全国青税連定時総会すなわち奈良大会は、その設備への方針として一、総会に出席した会員の誰もが全国青税の意義を大きく感じ、是非来年も出席して各地の情報と制度上の問題点とその方向をむさぼり全国の友と連帯感を確かめ合う機会を得ることを楽しみとする様態成する。

二、対外的には全青税の力の誇示につながることを十分意識して、またまりと意気高揚に関する効果を高めること。

三、青年らしさを強調した企画であること。

の三点を柱としたが、実行委員会が一番苦慮したことは、この三ツ目の青年らしく気軽に自由であることであり、想い出に残る交歓の場作りであった。

そんなことから会員が一同に会する年一回の総会には会員の交歓の場としてのレセプションや翌日の親睦活動が分科会、総会と併せて一対としてこそ意義を深めるものと考えます。

従って会場、宿泊、ツアーも出来るだけ想い出に残る交歓の場になる様に地方色を盛ることとし、総会場からは一二〇〇余年前、大宮人が逍遙した千古の春日の森を横に見て、鹿の群れ遊ぶ興福寺境内の散策を楽しみながら、レセプション会場の奈良ホテルへと移動した。

このホテルは設備こそ新しくはない

が、もう日本では唯一の桃山御殿風絵檜造の洋風ホテルで木肌の味わい一段と美しく加えて往時の興福寺の大乗院あとの高台に建ち、三万平方メートルの大庭園と眼前一望の春日御かきの大原生林の借景の朝夕は実に見事で、大自然の中で青税連の心をなごますには格好の場、会員は風景を味わう間もなく用意されたレセプション会場へ、はや会員の熱気と飾られたテーブル、バンドメンバーとで若さがはち切れそう。司会者の声も通らぬ始末に乾盃の歓声は渦巻く、お国自慢の飛入り演芸はさびき切れず文字通り貸切りで十年来の旧友の交歓の場の如くと化し、会員誰もが全国に友を持つ喜びで全青税ここにありとその連帯を確かめあうに十分であった。

さて翌十四日は、今大会話題の親睦ツアーであるが、一人でも多く参加願う為、内容、費用について工夫をこらしたが、早朝よりあいにくの雨、恒例の会員懇談会を少し延長しての状況待ち。やがて、実行委員会が雨具を用意しての小雨決行と決まる。

この親睦ツアーのテーマは「万葉のふるさとに古代のロマンをたずねて」であり、日頃、中小企業の悩みを背負い込んでの頭痛な話や商工会等顧問税理士問題も商法問題も忘れ、日本のふるさとで古代の美しいロマンにしばし酔わせて見せたいという地元青税の心

遣いで、まさに青年には夢を、と願い、企画したものである。

この日の講師米田一郎先生も地元屈指の考古学者から一変して気軽な青税向きスタイルで登場、ホテルにて親睦ツアーのためのオリエンテーションに入る。その軽妙にしてユーモラスな調子と話し、会員は出発前から古代史の主人公になった積り、心配されていたツアー参加者数は当日申込みの増加で予定を大幅に超えバス二台は満席締め切りとなる。

山の辺の道を歩き、恐らく千古の昔より斧を入れたことのない三輪の神山を背に、万葉人の恋歌、哀話を米田先生の名調子に耳を傾け、小雨にけむる大和国原を望めばはっきりと優美な大和山。

耶馬台国論争の幾内説の最有力地の巨大な磐墓古墳（ヒミコの墓とも伝えられる）の辺りを見れば弓を持った古代人が突然うすもやの中から現れても不思議でない幻想に誘われる。

このあと天候も回復し古墳の石室や石舞台の巨石に驚くもの、童心にかえるもの、全青税ならではの風景にこのツアーは心にくる奈良大会のきわめつけの役目をはたし、来年は名古屋で会いましょうの森田恵三実行委員長のあいさつで悠久の神苑をあとに二日間幕を閉じた。

(大阪合同 池田稀信)

ど、戦国乱世の英雄たちを育んだ活気ある土地柄だった。関ヶ原以後家康はその子義直にこの地を与え、その義直は慶長十五年現在の地に名古屋城を構築した。この工事は加藤清正はじめ西国二十二の大名が請負い、五層の大天守には金鯱をいただく城が出来た。「天子様でもかなわぬものは、金のシヤチホコ雨ざらし」とうたわれ尾張っ子のお国自慢のタネとなっている。いずれにしても、名古屋は人口でいえば今二百万人、わが国で第四位の大都市なのに、その規模に比して意識構造が良くも悪くも、いまなお品のな要素を温存しているのである。名古屋が「偉大なるいなか」といわれる所以だが名古屋の会員が実務的にはきわめて熱心で一匹狼型であるというこ

とはそれだけに天下国家を論じたり政策を議することは不得手で、經驗主義、保守安定主義は排他性にも通じ臨機応変性に欠け、積極的な創造性を乏しくすることを反省しなければならぬ。

二、名青税の結成

このような保守性、閉鎖性、排他性を温存している環境にそれまで各支部に点在していた青年税理士の研究親睦グループを糾合して「名古屋青年税理士連盟」は結成

された。昭和四十二年二月のことである。開業間もない若い税理士たちはそれぞれが共通の苦悩と不満とを語り合える相手求め、また、ひとにぎりの役員執行部の人たちのみの意志によって運営されていた業界に新風を吹き込むべく結集した。当然のことながら青税とは過激派分子の集団の如く誤解され、偏見視され当初はしばしばいわれない不当な非難の声も上げたと聞く。

しかし我々の先輩の「税理士を愛し、税理士会の将来を考えるのは、青年税理士においては他にない」という強い自覚と信念による良識ある言動は、その後ようやく識者の理解するところとなり、あらゆる中傷や誤解は解消した。そしてその精神は名青税規約第二条による

一、会員相互の親睦

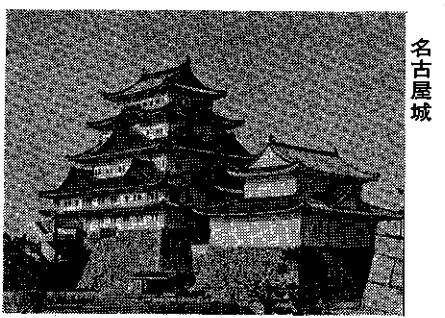
一、税法、その他の研修

一、税理士会の発展並びに税理士の社会的地位の向上

を目的として、今日の輝やかしい「名古屋青年税理士連盟」へと引継がれている。

三、名青税の現況と行動

本連盟は、「青年の気があり青年らしさがあれば年令を問わずすべて会員資格がある」とされてい



名古屋城

る。しかし「青税」であるからには、役員にはつとめて若い人をおとることとして、現在は満四十年前までの人たちが中心になって執行部を構成し連盟組織の運営に当たっている。しかしこれが定年制や卒業と同じ概念に固定化され、青税OBなる珍語が出現し、有能なる諸先輩が青税から遠ざかることは青税弱体化につながるおそれあり、憂慮される。

ただし青税出身の有能なる諸先輩は名古屋税理士会の加茂武会長を筆頭に副会長、理事に多数の人材を送り込み今や名古屋税理士会と名青税とは人脈において表裏一体となっている。そして名青税はこれらの名古屋税理士会役員と連絡を密にし、我々青年税理士の声を直接名古屋税理士会及び日程連

に、反映さすべく努力を続けている。勿論名青税は現、和田義春会長の自論である青税の自覚と良識に立脚した見地より、「是は是として全面的に協力し、非は非として堅持しつつも反対のための反対ではなく、常に建設的な提言を行う」をモットーに青年税理士の責任と誇りをもってあかるい明日への歩みが続けている。

最後に名青税の特色の一つに支部活動がある。名青税結成に前からの伝統ある支部では、親睦に研修にユニークな独自の活動を行っている。

去る五月二十一日に行われた総会により確定した新役員は次の通り。

会 長 和田義春 千種

副会長 土橋 高 熱田

永井義勝 西

大西孝之 中

安藤嘉朗 中村

石井義博 昭和

総会において報告された会員数は三〇一名。支部ごとの内訳は次の通り。

支部	人員
中	五十五名
東	十四名
千種	三十二名
北	二十九名

西 四十名

中村 三十三名

昭和 五十五名

熱田 二十九名

中川 十四名

本年度の事業計画のうち基本方針と重点施策は次の通りである。

基本方針

青年税理士としての自覚をもって、問題意識を高揚し、一致団結して税理士制度発展の一翼になろう。今年度は行動力のある青税としての真価を発揮するため、次の重点施策を行う。

重点施策

一、名青税本来の目的である会員相互の親睦並びに研究活動の一段強化を図る。

一、着実な組織拡大及び強化を推進する。

一、名古屋税理士会執行部に対する是々非々の姿勢を堅持する。

一、名青税事業と全青税活動との有機的な結合を図る。

一、支部活動との連絡を密にし、会員の意向をより一層積極的に吸収し、事業に反映させる。

一、税理士法改正推進運動に積極的に参加する。

一、顧問税理士制度、付加価値税創設等税理士業務に関連のある問題については積極的に対応する

問題については積極的に対応する

問題については積極的に対応する

ユニークな活動を展開

神奈川青税クラブ

神奈川青税クラブ、第五回の定期総会が、去る六月二十日無事終了いたしました。当日、三十六名の新幹事が承認され、新役員の顔ぶれも確定することになった。

神奈川青税は、総務部、研究部、広報部、厚生部、組織部、経理部、制度対策委員会の六部一委員会で活動をしている。このうち、制度対策委員会は、さらに付加価値税対策委員会、小企業問題委員会、税理士法改正委員会、役員選挙制度委員会、商法問題委員会の小委員会を総括しており、制度委員会の構成員は幹事全員がなることに定めてあるため、兼任にて小委員会の委員長が任務を果している。

現在、百数名の会員がいるが、積極的な活動をするには、やや人数面で不足しているといわざるをえない。しかし、各部長、委員長の人材に恵まれたため、不足面を補ってなお余りあるといった感じである。以下各部署委員会の特徴的な面をとりあげてみたいと思う。

先ず、総務部は、会員が事業活動に積極的に参加できるよう調整をはかる機関であると同時に、全体的な活動を把握してなければならず、いわば、神奈川青税の要となる存在である。そのため、「神奈川青税ニュース」という広報とは性格を異にするニュース印刷誌を定期的に発行し、会員と執行部との情報交流をはかっている。題材は、幹事会報告、全国会報告その他行事案内、行事報告等で、速報性に主眼をおいて編集している。

次に研究部であるが、事業計画では、年五回の研究会開催が計画されている。昨年は、相続税評価の問題を中心とした資産税一般、契約に関する法律知識(特に顧問契約上の免責について)、改正商法について(特に実務上留意すべき点を中心にして)等の題目で外部講師の好意も受け、少い予算で大きな成果が得られた。本年は、いままで、好評であった事務所経

営問題をテーマにとりあげ、この不況下に税理士事務所の利益向上の方策、合理化策等を取りあげて会員の参加しやすいような、日常性のある問題を順次とりあげていく方針である。したがって、研究会場も、中心部に限定せずに開催する予定である。

広報部では、広報を年四回発行するということで、計画をたてている。「神奈川青税」という広報の題字は、初代代表幹事小川幸男会員の手によるもので、発行以来すでに、第十六号を発行している。発行部数は、約七〇〇部で、会員数に比べ七倍の数字である。その理由は、県下青税未加入の潜在会員と全国青税連個人会員、さらに神奈川青税賛助購読者への配布があるためである。賛助購読者とは、広報を会員外で読みたいとき、賛助購読料を支払えば誰でもなれる制度で一四五名の者から申込みをうけている。この賛助金収入も、神奈川青税の活動資金として、有効に使われていることも、あわせて附言しておきたい。

厚生部では、年二回の研修旅行を秋と春とに例年実施しているため、本年も十月と四月に計画して

いる。研修旅行の他に本年は特に十一月頃、家族によるハイキング(県民の森)を行う予定で、家族ぐるみの楽しい交際をして青税活動を理解してもらおうという企画である。特記すべきは、会員有志の方々の協力により、ジャパン・ピラ・クラブという、保養所、別荘経営の会社と会員契約が結ばれ、昨年八月より施設が利用できることになったことで、箱根・草津等へ低廉な価格で宿泊できることになった。指定保養所として、青税会員へ利用を呼びかけている。

この他、厚生部に並列したようなゴルフ同好会があります。体をきたえるため、有志で始めたものが今は、三十九名の登録という盛大な会員数を誇っている。次第に、コースがとれなくなるという、嬉しい悩みがある。

組織部は、青年税理士の組織化のため、各部に協力して、未入会潜在会員の入会活動をしなければならぬ。非常に重要な部門である。昭和八年以降生れの対象青年税理士の洗い出しに努力している。また、対象者には、広報部でも触れたように、神奈川青税を送り入

会の勧誘をしている。現在、対象者二百名に広報を送付し、青税の活動の努力を理解してもらおうべく期待している。昨年度は、会員名簿の整理をして、九名の退会者をだしたため、一時的に会員数の減少をきたしたが、次第に増加の方向にあり、本年は組織力強化を目標にし、会員増を重点にして活動をおしすすめている。

最後に、制度対策特別委員会についてである。冒頭に述べたように、五小委員会が設置されているこのうち、付加価値税対策委員会が新設された委員会である。この他の税理士法改正、小企業問題、商法問題の三委員会は、全青連の委員会の活動と同様なものであるため説明を省略するとして、神奈川青税独自の存在である、役員選挙制度委員会に関して述べることにする。昨年六月、東京地方税理士会の第十八回総会において、民主的発展を保證する新しい役員選任規則が可決成立し、この新規則にしたがい、理事も一部直接選挙制が導入された。神奈川青税としては、総会で役員選任規則改正案に対する修正動議を提出し、また県支部に対しては、本会理事選

任方法に関する意見書を支部長宛

に、本会理事選

単 位 会 だ よ り

提出するなど、税理士会の民主化と発展強化のため提言をつづけてきた。この後、会長、副会長、理事の選挙が新規則に基づき実施されたが選挙規則、選挙活動、選任管理委員会に不都合な点が種々発

生したため、制度委員会を設けて建設的な意見をまとめて、本会へも意見を表明することとした。以上、概略まとめたとおりで

(代表幹事 稲垣 浩司)

☆☆☆☆

事務局設置なる

☆☆☆☆

次のとおり、待望の全国青税連事務局が設置されました。会務の拡充におおいに貢献することを期待されます。

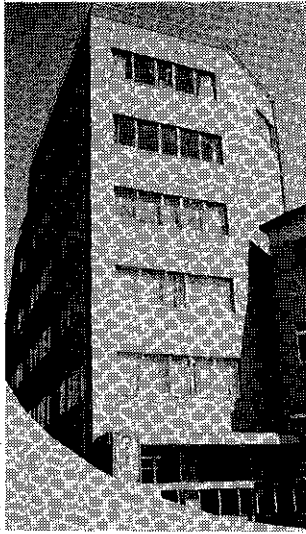
全国青税連事務局

所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五—二〇—一

第一シルバールビル五階・五〇一号

電話 (〇三) 三五六一—二九六一

(事務員 加藤 友子)



第三次ヨーロッパ税制視察団 帰国声明

全国青年税理士連盟、全国婦人税理士連盟による「第三次ヨーロッパ税制視察団」の帰国にあたりまず最初に、私共、視察団に暖かい御援助を下さった皆様から御礼申し上げます。

今回の視察団は、ヨーロッパ諸国における中小企業の税制を中心テーマとして、付加価値税をめぐる問題、質問検査権と納税者救済制度、税理士制度並びに会社法等の法律上、実務上の取扱いを視察することにありました。

オランダ、西ドイツ、フランスイギリス、イタリア、スウェーデンにおいては、付加価値税のもとで、中小企業はそれぞれ特色のある方法により、特別の取扱いを受けてはいますが、これらの措置も現状では納税者の満足を得る処置であるとは考えられず、むしろ暗中模索をしている状況であると思われました。

税務調査における質問検査権のあり方については、西ドイツ、フランスなどで、新しい資料を得ることができました。民主主義の発達した国々において、納税者の権利擁護が法的にも行政的にもいかに尊重されているかがよくわかり

ました。また、納税者の救済制度についても、スウェーデンのオンブスマン制度をはじめ各国それぞれ興味ある制度をもっていることがわかりました。

ところで、フランスにも我国の「顧問税理士制度」によく似た制度が発見しようとしています。即ちフランス政府は、小企業者の記帳援助のため、民間コンピュータセンターを設立させ、そこに会計士と税務官吏をそれぞれ一人ずつ顧問におき、このセンターで処理した税務申告を申告是認とするばかりか、納付税額の十パーセントを控除するという制度であります。一九七二年に上提されたこの法律案は会計士協会の反対をしのぎ、一九七五年秋より実施されるというところであります。この制度が我国の「顧問税理士制度」に酷似していることに充分注目しなければなりません。

西ドイツの「労賃税援助連盟」に関する本年の改正点も重要な意味をもっていると考えられます。我国において、会社法改正が具体化されようとしているとき、これに関して西ドイツ、フランス、イ

タリーなどで興味深い資料を得ることができました。

また、今回はじめてドイツ民主共和国(東ドイツ)を訪問し、社会主義国における小規模事業者及び職業会計人の生活の模様をはじめめて識ることができたことも大きな成果であります。

更に、税理士業務と税理士制度について、昨年の成果のもとに、各訪問国でとくに契約関係の法的実態を究明するよう努力いたしました。

今回の視察団の得た貴重な資料は、広く公開し、付加価値税導入反対、税理士法改正、会社法改悪阻止、小林事件、納税者の権利擁護などの今後数々の運動に役立てるためにできるだけ早い時期に報告書を出版し、皆様に御報告したいと考えています。

今後とも、全国青年税理士連盟、全国婦人税理士連盟への絶大な御協力をお願いして、帰国の御挨拶といたします。

昭和五十年九月七日

全国青年税理士連盟
全国婦人税理士連盟
第三次ヨーロッパ税制視察団
团长 古山 巖
他 団員一同

特別試験制度を検討する

石井吉夫 (東京)

税理士法附則第三〇項の「当分の間、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行う。」こととなっている特別試験(以下特試という)を、何としても廃止に追い込まなければならぬとしている我々の主張が、はたして正しいのか否か。もう一度、初心にかえて検討するのも無駄なことではあるまいと考えたが、項を追うことに血圧のあがっているのを自覚した。高血圧の方は、最後までお読みにならないでいただきたい。

一、特試制度創設の経緯

昭和二十六年制定された税理士法は、その第六条に、税理士は税

理士試験の合格者でなければならぬことを定めたが、同法附則第五項で、同法施行の際、現に国または地方公共団体の職員である者で、もっぱら国税に関する事務に従事した期間が、それぞれ通算して十五年または二十年以上になるものは、政令で定める基準により、税法および会計学に関し、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有していると認定されれば、

税理士の資格を有することとされた。ところが、新制度発足を機として、機械的に一線を印したため、すべり込みアウトになった人達から、クレームがつき附則第三十項に「昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行なう」と一項を加え、ここに特試制度を発足させたのである。まったくもって思わず泣けてくる当局の思いやりではないか。

二、特試の目的

特試の受験資格のあるかたたちは、実務経験者として、長い経験をおもちであるし、税理士試験合格者に優るとも劣らないものである。しかるに普通の税理士試験が、記憶力に重点をおいた筆記試験であるので、実務試験を生かす余地のある特試の採用となつたので

ある。すなわち同法附則第三十三項で「特試合格者を定める場合には、試験の成績によるほか、経過年数を参酌して定めることができる。」旨定めたのである。更にその後「特試は、当分の間実施する。」様に改正し現在に至っているのである。すなわち短期間の恩情は、真の恩情とは言えないということであるらしい。

三、特試の内容

さて、特試の内容であるが、筆記と口頭により行われる。普通の税理士試験と異なり著しい特徴をもつ特試の口頭試験は、筆記試験に対し補充的役割をもつ制度と考えられているのである。従つて筆記試験で合格点に達する点数(一八〇点)を得た人は、口頭試験を受ける必要のないことは勿論である。

特試の内容を概観すれば①特試に筆記および口頭により行い、その点数の配分は筆記二〇〇点、口頭一〇〇点の割合により②筆記試験は、科目選択をさき、問題選択制で③会計に関する実務問題として四問、税法に関する実務問題として六問の計一〇問を出題し、そのうちから四問を受験者が任意選択のうえ解答するのである。④口頭試験は、筆記試験合格者に対し、

全国青年税理士連盟規約

第一条

本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
- 一、会員相互の研修及び親睦
- 一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

第四条

本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷五―二〇―十一シルバビルにおく。

第五条

本会に次の役員を置く。

- 一、会長 一名
- 一、副会長 若干名
- 一、理事 百名以内

第六条

会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、

会長事故あるときは副会長の互選によつて会長の職務を行なう者を定める。

第七条

本会に、会計監事五名以内を置く。

会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

第八条

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

第九条

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

第十条

理事会は役員をもつて構成する。定時代議員総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

もう一度厳選するためのものではなく、一人でも多く合格させたいという「恩情的はからい」で点数を加算する制度である。

四、合格者の決定

「恩情的なはからい」は、まだある。税務職員等としての経験を尊重しているものであるから筆記及び口頭試験の満点(二〇〇点+一〇〇点)の一〇〇分の一〇に相当する点数(すなわち三〇点)と受験有資格年数を超える年数の一年について満点の一〇〇分の一に相当する点数(すなわち一年につき三三点)とが加算される。この後者の場合、一年未満の端数があるときは一年(三三点)とするのである。以上について具体例をもつて説明すれば、国税税務職員を二十九一年一ヶ月経験した者は、加算点だけで、三〇点+一〇〇点の合計四〇点となり、筆記試験において、一四〇点を得点すれば、合計点数が、合格点の一八〇点となるので口頭試験を受ける必要はなく合格決定となる。一八〇点に達しなかった者は、一人でも多く合格させたいという主旨の口頭試験を受けるのである。特設受験者および合格者数は公表されていないが、受験者は、三千名強であり、合格率は九〇%前後であることは、確實

である。古い資料ではあるが、昭和四十一年の第一一回の場合は、受験者数一、五八六名、合格者一四一七名で合格率は八九%に達している。普通の税理士試験とは、比べようもない程の、天と地の差の合格率ではないか。

五、筆記試験の問題より

次に昭和四十八年度の会計に関する問題の抜粋を掲載する。

〔第二問〕 50点

(一) 次の取引について、仕訳を示しなさい。

1. 遠隔地のA商店から商品 800,000 円を掛で仕入れ、貨物引換証を入手した。
2. 売掛金 350,000 円と受取手形 500,000 円が回収不能となったので貸倒損失にした。
3. 額面 2,500,000 円の為替手形を銀行で割引き、割引料 20,000 円を差引き、手取金を当座預金に預入れた。
4. 小口現金として用度係に 50,000 円を小切手で渡した。
5. 商品 650,000 円を売上げ、代金として当店が振り出した小切手 350,000 円を受取り、残額は掛とした。

(二) 次に示す仕訳から取引を推定しなさい。

1. (借方) 貸倒引当金	80,000円	(貸方) 貸倒引当金戻入	80,000円
2. (借方) 仕 入	600,000円	(貸方) 当 座 預 金	450,000円
		(貸方) 当 座 借 越	150,000円
3. (借方) 割引手形	1,000,000円	(貸方) 受 取 手 形	1,000,000円
4. (借方) 受取家賃	30,000円	(貸方) 前 受 家 賃	30,000円
5. (借方) 当 座	12,000,000円	(貸方) 資 本 金	10,000,000円
		株 式 発 行 差 金	2,000,000円

他の三問についても、同程度の問題であり、試験時間は三時間である。
商業高校一年生の一学期終了時この問題を八〇%出来ない生徒は、評点二以下となる筈である。

第十条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十一条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十二条

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第十三条

本会が必要に感じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四条

本会の事業年度は毎年六月一日に始まり翌年五月三十一日までとする。

第十五条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

第十六条

前条の会費は、一名につき年額三、〇〇〇円とする。但し中途入会者は月額二五〇円として入会の日より徴収する。

第十七条

本会の規約の改正については理事會が発議し代議員総会の議を経る行なう。

代議員選任規程

第一条(選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条(選任の方法及びその数)

1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第三条(任期)

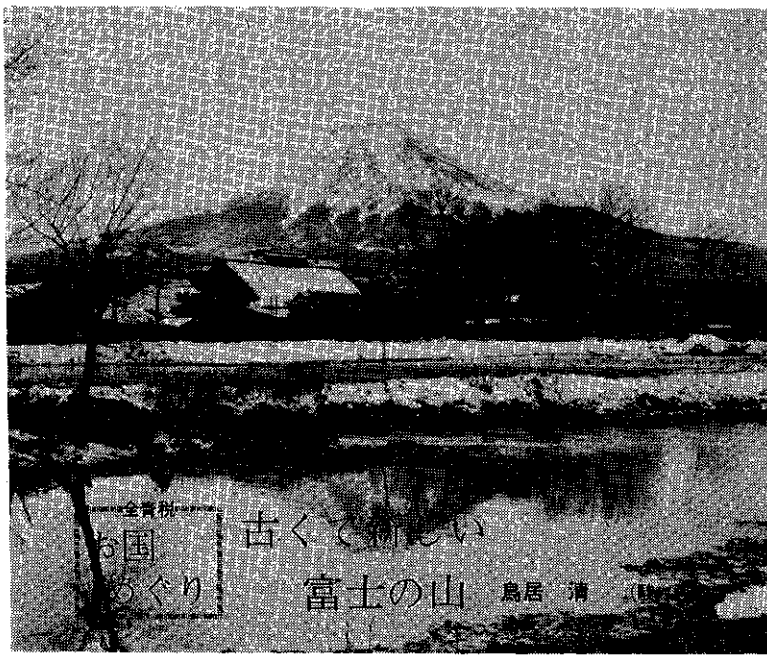
代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条(補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。





古くからの 富士の山 鳥居 清

駿河青年税理士クラブが、皆様のお陰をもって、この度誕生しました。駿河の最も駿河らしいものといえ、先ず富士山をもって他にはない。今更改めて説明する必要がない程、有名な日本一の山である。立山、白山と共に日本三名山の一つといわれ、不二山、不戻山と洒落れて読む事もある。静岡県と山梨県の境にそびえ、わが国

第一の高山、三七七六米である。今は休火山であるが、史上度々噴火し特に一七〇七年に大爆発して宝永山を作った。典型的な円錐火山で美しい裾野を引く、横山大綱の富士の線は絶妙な美しさがある。

我々静岡県の税理士は、雨天曇天を除いて毎日のごとくこの日本の象徴をおおきく見る事が出来るだ

け幸福であるが、実際には、女房のように空気の様な存在で別にしたる感動も生じないのだが、ある晴れた風の強い冬の日に（風の強い日は雲やスモッグがふっきれているし、夏は青紫色の富士が澄んだ空にとけて見にくい、やはり雪をいただいた冬が最高だ）仕事に行く途中で車窓ごしに、ふと富士山が目に入る事がある。その時は、美しさと気高さに改めて感動する。

「富士は古いが、常に新しい。そのように古くて常に新しいものが、ほんとうに新しいものである」という山口馨子の言葉は、実に感銘深いものがある。この富士山を主材とした文学は昔から枚挙にいとまがない。

短歌では、わがクラブの地、沼津に住んだ事のある若山牧水の富士よゆるせ

今宵は何の故もなう
涙はてなし汝を仰ぎて
海のあなた

おほろに富士のかすむ日は
胸のいたみの常に増しにき
これらに若き日の感傷が溢れて
いる。

わが門ゆ眺むる富士は
大方は見つくしたれど

いよよ飽かぬかも

怠けろてくるしき時は

門に立ち仰ぎわびしむ
富士の高嶺を

以上は牧水が沼津に転住後の作である。

俳句では、富安風生の
初富士を梅の針枝のひたつつむ
初富士や茶山の上にかくれなし
いずれも沼津の静浦浜に新年を迎えた折の作である。

小説においても数多くあるが、大宰治の「富岳百景」は、彼が御坂峠の茶屋に滞在中の見聞記である。

その中に「富士には月見草がよく似合ふ」と言うくだりがある。簡潔な文章だが、日本画のような美しさを感じる。実際に月見草を富士にかざして見たことにないが、色相からいっても、ほんとうによく似合いそうだ。

今年の富士登山は空前の人数のうち八月末で閉山した。

こう書く私もまだ富士登山はした事がない。余りに近くあるせいだろうか、来年こそ是非登山して見ようと思う。

そうでない静岡県に生まれた甲斐が、いや日本に生まれた甲斐がないからである。

編集後記

第八回定期代議員総会の特集と新役員の紹介、就任の抱負、各単位会の活動状況等を中心に編集致しました。期限内発行に努力致しましたので、御多忙中、無理な原稿依頼をお願いしましたが、御協力ありがとうございました。

今後とも、よろしく御協力の程をお願い致します。
広報部

▶年末・年始のご贈答に——顧問先に喜ばれる

1976年版
書込み式

税経カレンダー

をご利用ください

B4版(タテ25.5センチ・ヨコ35センチ) 特価 400円

■ビニール・ケース入り。卓上・壁掛兼用型。20冊以上表面に先生の事務所名・TELを金文字で印刷します。

—お申込は— 税経月報社 東京都文京区関口1-10-18
TEL 03-268-0570 (代)